

2024.12.4 緊急院内集会「下げるな！上げろ！生活保護基準」

# 基調報告(今、なにが問題か?)

いのちのとりで裁判全国アクション  
事務局長 弁護士 小久保 哲郎

## 相次ぐ生活保護基準の引下げ



2012年12月 自民党の選挙公約  
→2013年～ 保護基準1割(最大)削減



163 生活保護制度について

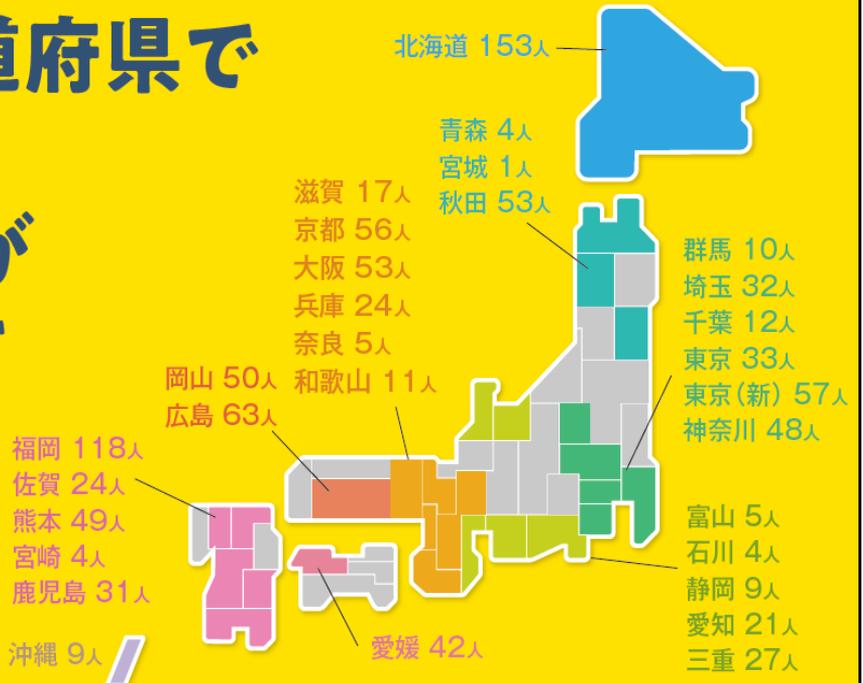
生活保護制度については、真に必要な人に生活保護が行きわたるとともに、納税者の理解の得られる公正な制度に改善し、国民の信頼と安心感を取り戻します。

そのため、自助努力による生計の維持ができない者に対する措置ということを原点に、不正受給への厳格な対処とともに、生活保護水準や医療費扶助の適正化、自治体における現金給付と現物給付の選択的实施、自立や就労の促進など必要な見直しを早急に実施します。生活保護水準については、勤労者の所得水準、物価、年金とのバランスを踏まえ、**生活保護の給付水準を10%引き下げます。**ジェネリック薬の使用義

全国29都道府県で  
1,000人を  
超える原告が  
立ち上がって  
います!

提訴した原告合計1,025人

※亡くなった方等もおられるので原告数は最大時



## いのちのとりで裁判の到達点

・これまでに、33(地裁29、高裁4)の判決があり、原告側が**19勝14敗**(地裁は18勝11敗、高裁は1勝3敗)と勝ち越し。

・特に、**熊本地裁(2022年5月)以降**の地裁では**17勝3敗**と圧勝。

・**最前線の舞台は最高裁へ**(4訴訟が第三小法廷・宇賀克也裁判長に係属)

## 2023年11月30日 名古屋高裁 逆転完全勝訴



国に「少なくとも重大な過失がある」

「生活扶助費の減額分だけさらに余裕のない生活を、長期間に渡り強いられてきた」

☛ 慰謝料の支払いまで命じる

# 社会保障審議会・生活保護基準部会 2022年(令和4年)12月6日付け報告書

・2019年(令和元年)の第1・十分位層(所得下位10%)  
の生活水準と生活扶助基準を比較検証

- ・都市部(1級地の1)では9類型中7類型で引下げ
- ・特に、55.4%を占める高齢者世帯が大幅な引下げ
- ・母子世帯や若年単身世帯も引下げ

7

## (参考) 世帯類型ごとの生活扶助基準額

世帯類型	級地	(A)現行基準	(B)検証結果反映後	(C)令和5年度基準(案)	
				(A)対比	(A)対比
夫婦子1人世帯 (30代夫婦、 子3～5歳)	1級地1	14.7万円	14.9万円	+1.2%	15.3万円 +4.2%
	2級地1	13.7万円	14.1万円	+3.0%	14.4万円 +5.2%
	3級地2	12.8万円	13.1万円	+2.5%	13.4万円 +4.9%
夫婦子2人世帯 (40代夫婦、 子中学生と 小学生)	1級地1	17.8万円	17.4万円	-2.5%	18.1万円 +1.5%
	2級地1	16.2万円	16.5万円	+1.7%	16.9万円 +4.3%
	3級地2	14.1万円	15.3万円	+8.3%	15.7万円 +11.1%
高齢夫婦世帯 (65歳夫婦)	1級地1	12.0万円	11.9万円	-0.9%	12.1万円 +0.8%
	2級地1	11.2万円	11.3万円	+0.9%	11.5万円 +2.7%
	3級地2	10.5万円	10.5万円	+0.4%	10.7万円 +2.3%
高齢単身世帯 (65歳)	1級地1	7.7万円	7.4万円	-3.4%	7.7万円 0.0%
	2級地1	7.0万円	7.1万円	+2.1%	7.2万円 +3.5%
	3級地2	6.5万円	6.6万円	+1.8%	6.7万円 +3.3%
高齢夫婦世帯 (75歳夫婦)	1級地1	11.2万円	10.7万円	-4.4%	11.2万円 0.0%
	2級地1	10.5万円	10.3万円	-2.5%	10.5万円 0.0%
	3級地2	9.9万円	9.6万円	-2.9%	9.9万円 0.0%
高齢単身世帯 (75歳)	1級地1	7.2万円	6.8万円	-5.9%	7.2万円 0.0%
	2級地1	6.5万円	6.5万円	-0.9%	6.6万円 +0.6%
	3級地2	6.2万円	6.1万円	-1.1%	6.2万円 +0.6%
世帯類型	級地	(A)現行基準	(B)検証結果反映後	(C)令和5年度基準(案)	
				(A)対比	(A)対比
母子世帯(子1人) (30代親、子小学生)	1級地1	12.2万円	11.9万円	-2.2%	12.2万円 +0.2%
	2級地1	11.4万円	11.4万円	-0.4%	11.6万円 +1.3%
	3級地2	10.7万円	10.6万円	-0.9%	10.8万円 +0.9%
母子世帯(子2人) (40代親、 子中学生と小学生)	1級地1	15.1万円	15.2万円	+0.7%	15.5万円 +3.1%
	2級地1	13.8万円	14.4万円	+4.5%	14.7万円 +6.6%
	3級地2	12.8万円	13.4万円	+4.0%	13.7万円 +6.3%
若年単身世帯 (50代)	1級地1	7.7万円	7.5万円	-3.3%	7.7万円 0.0%
	2級地1	7.1万円	7.1万円	-0.0%	7.2万円 +1.4%
	3級地2	6.7万円	6.7万円	-0.3%	6.8万円 +1.2%

※ 上記の生活扶助基準額は、第1類・第2類の費用及び経過的な措置に係る額。

※ 「(B)検証結果反映後」は、生活保護基準部会における検証結果について、その留意点を踏まえつつ反映させた場合の基準額。

※ 「(C)令和5年度基準(案)」は、当面2年間(令和5～6年度)の臨時的・特例的な措置を含む基準額。

\*生活保護基準の見直し

**生活保護基準の見直し** 社会・援護局保護課  
(内線2996)

**I 生活保護基準部会における検証結果の反映**

- 生活扶助基準について、生活保護基準部会における検証結果を反映することを基本とする。
  - ▶ 夫婦子1人世帯+2% ▶ 年齢・級地・世帯人員別の較差体系を見直し
- その際、同部会の報告書で示された留意点を踏まえ、年齢別較差は現行の較差との差の2分の1を反映、第2類の費用は級地間の差を設けないこととする。

**II 足下の社会経済情勢等を踏まえた当面の対応（令和5～6年度の2年間）**

- 足下の社会経済情勢等を総合的に勘案し、当面2年間（令和5～6年度）は臨時的・特例的な措置を実施。
  - ① 令和元年当時の消費実態の水準（検証結果の反映後）に一人当たり月額1,000円を特例的に加算
  - ② ①の措置をしても現行基準から減額となる世帯については、現行の基準額を保障

**III 令和7年度以降の生活扶助基準の検討**

- 令和7年度以降の生活扶助基準については、今後の社会経済情勢等の動向を見極めて必要な対応を行うため、令和7年度予算の編成過程において改めて検討。  
 その際、一般低所得世帯の消費実態との均衡を図るため、上記の検証結果を適切に反映することとした上で、これまでの基準見直しにおける配慮を参考にしつつ、その時々社会経済情勢等を勘案して設定。

施行時期（I及びII）： 令和5年10月～  
 財政影響額（I+II）： +130億円程度（令和5年度は+60億円程度）

**いっこうに止まらない異常な物価高**  
**2024年10月分消費者物価指数**（11月22日発表、2020年=100）

表 消費者物価指数、															2020年=100	
原数値	総合	生鮮食品 を除く 総合	生鮮食品及 エネルギー寄 を除外した 総合	食料	生鮮食品 を除く 食料	生鮮食品 を除く 食料	住居	光熱・水道	衣料・被服及び 日用品	健康・医療	交通・通信	教育	娯楽	雑費		
指数	109.5	108.8	108.1	120.4	127.6	119.2	103.4	111.1	121.3	110.0	103.6	97.7	101.3	114.2	105.4	
前年 同月比 (%)	(2.5)	(2.4)	(2.1)	(3.4)	(5.5)	(3.1)	(0.7)	(8.8)	(4.8)	(2.4)	(1.5)	(0.1)	(-1.0)	(4.3)	(0.9)	
寄与度	2.3	2.3	2.3	3.5	2.1	3.8	0.8	3.2	4.4	2.4	1.7	0.5	-1.0	4.2	1.1	
寄与度差		(2.25)	(1.81)	(0.98)	(0.25)	(0.73)	(0.14)	(0.59)	(0.20)	(0.09)	(0.07)	(0.01)	(-0.03)	(0.40)	(0.05)	
寄与度差		2.16	1.98	1.01	0.09	0.92	0.17	0.22	0.18	0.08	0.08	0.07	-0.03	0.39	0.07	
寄与度差		-0.09	0.17	0.03	-0.15	0.18	0.03	-0.36	-0.02	0.00	0.01	0.06	0.00	-0.01	0.02	

注) ( )は、前月の前年同月比及び寄与度。各寄与度は、総合指数の前年同月比に対するものである。

---

とても生活保護基準を引き下げられる  
ような「社会経済情勢」ではない。

ところが……

---

11

社 会 保 障

財 務 省

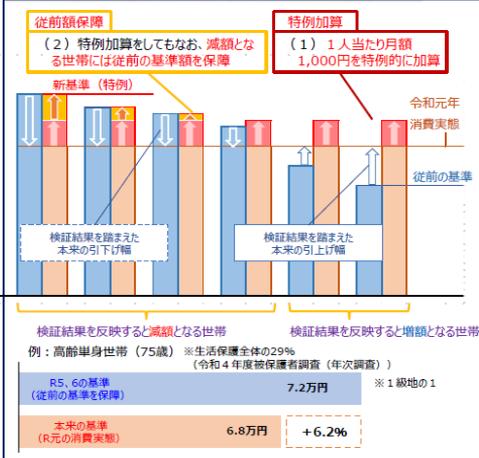
2024年11月13日

12

### 生活保護（生活扶助基準改定の全体像）

- 生活扶助基準については、従来、**一般低所得者世帯の消費水準との均衡**を図るように設定。令和5年度予算編成においては、社会保障審議会生活保護基準部会の検証結果を反映しつつ、**令和5～6年度の臨時的・特例的な対応として、①特例加算と②従前額保障を実施**。令和7年度以降の基準については、**一般低所得者世帯の消費実態との均衡**を図るため、**基準部会の検証結果を適切に反映することとした上で、社会経済情勢等を踏まえた必要な対応を検討する必要**。
- 物価対策としては、生活保護世帯を含む低所得者世帯に対して各種支援措置が講じられていることも踏まえ、最低限度の生活保障との制度趣旨や国民の理解を得る観点から、**特例加算は一般低所得者世帯の消費実態との均衡を図るべきであり、合理的な算定根拠のない従前額保障は解消を図るべき**。

#### 生活扶助基準の現状（R5年10月以降）



#### これまでの取組（R5・R6年度の臨時的・特例的対応）

- 令和4年の基準部会での検証結果を反映しつつ、足下の物価高騰等も踏まえ、**当面2年間（令和5～6年度）は臨時的・特例的な措置を実施**。
- (1) 令和元年当時の消費実態の水準（検証結果の反映後）から**一定額（月1000円/人）を特例的に加算【特例加算】**
- (2) (1)の措置をしても従前の基準から減額となる世帯については、**従前の基準額を保障（下限0%）【従前額保障】**

#### 改革の方向性（案）

- **一般低所得者世帯の消費実態との均衡を図るべき**。
- ・ 令和元年から5年にかけてのCPIの伸びは+5.6%に対して、**一般低所得者世帯の消費水準（生活扶助相当支出）の伸びは+1.6%と特例加算（令和元年の消費水準に対して+2.1%相当の上乗せ）の範囲内**。加えて、物価上昇に対しては、その影響を緩和する対策が機動的かつ重層的に講じられている。
- ・ 従前額保障により、**一般低所得者世帯の消費実態と大きな不均衡が発生**。（例：高齢単身世帯では、一般低所得者世帯より6.2%高い水準）
- ⇒(1) **特例加算は、一般低所得者世帯の消費の伸び（R元→R5年）を上回る水準**であり、**一般低所得者世帯との消費実態との均衡を図るべき**。
- ⇒(2) 一般低所得者世帯との均衡の観点では、**合理的な算定根拠のない従前額保障は解消を図るべき**。

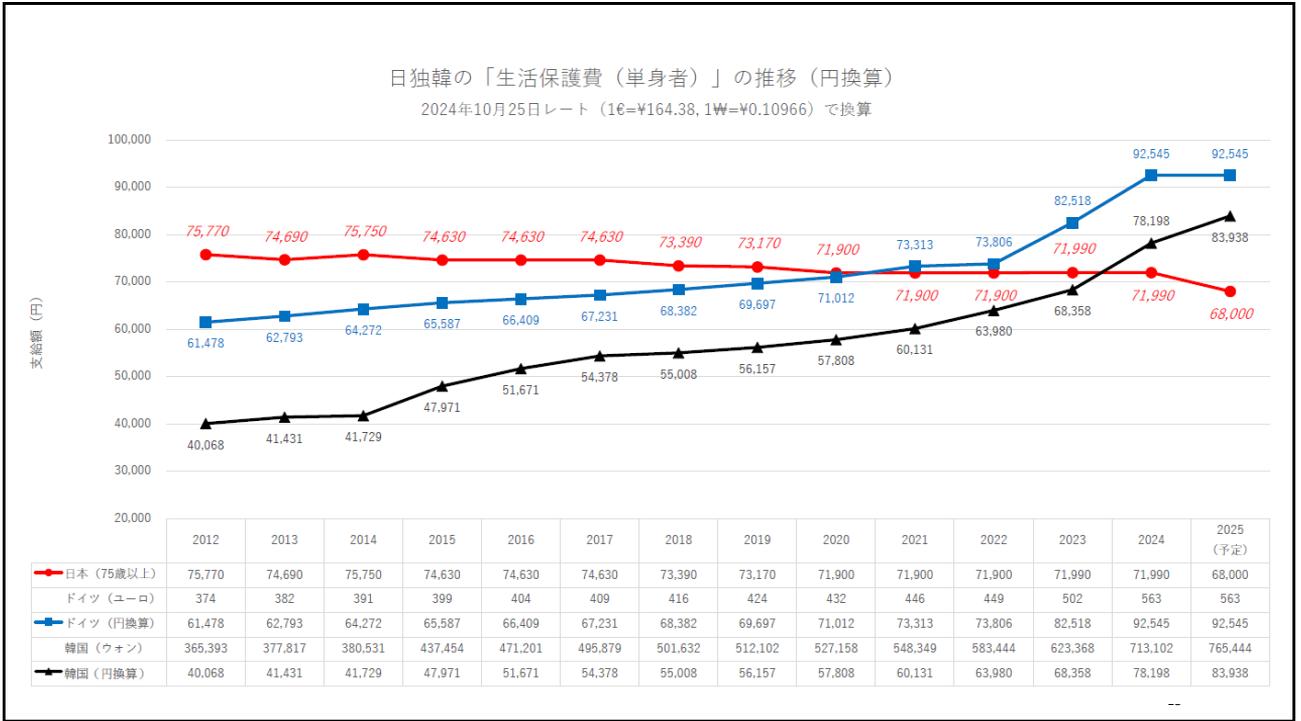
### 改革の方向性（案）

本当は13%超

本当は9%超

- **一般低所得者世帯の消費実態との均衡を図るべき**。
- ・ 令和元年から5年にかけてのCPIの伸びは+5.6%に対して、**一般低所得者世帯の消費水準（生活扶助相当支出）の伸びは+1.6%と特例加算（令和元年の消費水準に対して+2.1%相当の上乗せ）の範囲内**。加えて、物価上昇に対しては、その影響を緩和する対策が機動的かつ重層的に講じられている。
- ・ **従前額保障により、一般低所得者世帯の消費実態と大きな不均衡が発生**。（例：高齢単身世帯では、一般低所得者世帯より6.2%高い水準）
- ⇒(1) **特例加算は、一般低所得者世帯の消費の伸び（R元→R5年）を上回る水準**であり、**一般低所得者世帯との消費実態との均衡を図るべき**。
- ⇒(2) 一般低所得者世帯との均衡の観点では、**合理的な算定根拠のない従前額保障は解消を図るべき**。

13



## 生活保護基準は、さまざまな制度（国の発表で47の制度）に連動しています

労働

最低賃金

税金

住民税非課税  
地方税の減免・滞納処分禁止

教育

保育料減免  
就学援助※  
高校等奨学金  
私立高校・大学等授業料減免

医療

国民健康保険料減免  
高額療養費自己負担限度額

介護

介護保険料減額  
介護保険自己負担限度額

福祉

障害者福祉サービス自己負担限度額  
難病患者の医療費減免

住宅

公営住宅家賃減免

わたしたちの「いのちの最終ライン（生存権保障水準）」

### 生活保護基準

※就学援助：小中学校生の入学準備費、学用品費、給食費、修学旅行費などの援助で、157万人の児童が利用。地域ごとに支給基準が生活保護基準の1.0～1.5倍とされている。

そんなことないよ

え？ 私も影響受けてるのか

多くの人の暮らしを支える大切な制度なんだよ

発行：いのちのとりで裁判全国アクション